

障がい福祉サービス事業所等 管理者 殿

福岡県福祉労働部障がい福祉課

障がい福祉サービス指導室長

(指導係)

障がい福祉サービス事業所等における虐待防止に向けた取組みの徹底について

虐待防止に向けた取組みについては、かねてより集団指導や運営指導、制度改正等の機を捉え周知し、その徹底を指導しているところですが、今般、県内の事業所において複数の職員による身体的・心理的・性的虐待が発生しています。

障がい福祉サービス事業所等は、障がいのある方が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設置されているものです。

各事業所においては、改めてこのことを認識したうえで、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」により、虐待防止対策を徹底するようお願いいたします。なお、特に注意する事項については、「別紙」に取りまとめておりますので、ご留意願います。

また、通報体制の点検を行ったうえで、通報窓口や虐待防止措置の義務（別紙の 1）、通報の義務（別紙の 2）を改めて全従業員に周知してください。

特に注意する事項

1 虐待防止措置の義務（人員、設備及び 運営に関する基準）

- （１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的（年１回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- （２）虐待の防止のための研修を定期的（年１回以上）に実施すること。また、新規採用時にも実施すること。
- （３）虐待防止に係る責任者及び担当者を選任すること。

2 通報の義務（障害者虐待防止法第１６条）

従事者等による虐待を受けたと思われる障がい者（児）を発見した者は、市町村への通報義務があることを、従業者に対し十分に周知すること。

3 早期発見（障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き R6.7 月版 P.56～58 参照）

従業者が定期的に日頃の支援状況等を自己チェックし、その結果を管理者が把握することで、虐待の早期発見に努めること。

4 研修への参加（障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き R6.7 月版 P.17 参照）

県等が開催する従業者向け研修への全員参加に努めること。

5 同性介助（人員、設備及び 運営に関する基準の解釈通知）

利用者本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めること。

6 人材育成（障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き R6.7 月版 P.20～22 参照）

人権意識、専門的知識、支援技術の向上を図るため、外部研修への参加や外部専門家の定期的な受け入れ等により、人材育成に努めること。

7 職場環境の整備（障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き R6.7 月版 P.24、P.49～50 参照）

風通しの良い働きがいのある職場となるような環境づくりに努めること。また、従業者に対し、ストレスチェックを定期的実施するなどして、従業者のメンタルヘルスの向上を図ること。